

環境省

「令和7年度脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援事業」

公募要領

1. 本事業の目的

気候変動対策、生物多様性の保全や循環型社会の形成など対応すべき環境課題が拡大する中、企業に対する具体的な取組の実施とその情報開示への社会的な要請が高まっています。脱炭素社会実現に向けた気候変動対策による影響は、生物多様性の損失や生態系サービスの低下、水資源の汚染、自然資本への負の影響、天然資源の枯渇や廃棄物の増大等に影響を及ぼすことも考えられます。一方、相互関係を理解し自然再興（ネイチャーポジティブ）や循環経済（サーキュラーエコノミー）と統合的に気候変動対策に取り組むことでコベネフィットを生み出す可能性も考えられます。また、物質の調達・活用のあり方と関わりが深いネイチャーポジティブ/サーキュラーエコノミーと、エネルギーの活用のあり方にも深く関わるカーボンニュートラルは、企業観点から見れば一体で取り組むべきものであり相互に関係しています。

環境省では、様々な環境分野における企業に対する開示の要求事項に対して、企業が効果的、効率的に対応し、複数の環境課題の同時解決に資するアプローチである、環境課題の統合的取組の手法等を有識者による研究会において検討し、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を令和7年6月に公表しました。

本事業では、この「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を踏まえ、企業による気候変動、自然資本、循環経済等の環境課題に対する統合的な取組・開示のモデル的な事例創出を目指します。

本事業は、TCFD・TNFD等のフレームワークを活用し「炭素中立・自然再興・循環経済」を統合的に検討している国内企業をモデルケースとして選定し、ガバナンス／戦略／リスク管理／指標と目標の高度化を支援・可視化することで、我が国企業全体への波及効果を図ることを目的とします。

については、本事業への参加を希望する企業を以下のとおり募集します。なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けた株式会社野村総合研究所が、事務局となって実施します。

2. 本事業の内容

2.1. 対象企業

既に TCFD 等に沿った開示に取り組んでいることに加え、今後、自然再興や循環経済等の環境課題に統合的に取り組み、TNFD 開示等との統合的な開示を行う意欲のある事業会社

2.2. 本事業での取組内容

本事業において、参加企業は、オンライン又は対面による 5 回（1 回/月）程度の支援面談への参加、及び参加企業同士で事業成果の共有・意見交換を行うための成果報告会での報告を行います。なお、支援面談は参加企業ごとの個別開催としますが、成果報告会は合同開催とします。

また、日本企業による複数の環境課題への統合的取組促進を目的に、広く日本企業に役立ててもらうため、本事業を通じて得られた成果及び事例、ならびに付随的な調査により得られた知見は、機密事項に十分に留意しつつ、成果物として、環境省ウェブサイトにて公表する予定です。

2.3. 本事業で想定される支援面談の内容

本支援は、5 回程度の面談で炭素中立・循環経済・自然再興を束ねたリスク・機会、統合シナリオ、KPI・目標、統合開示等に取り組むことを想定しております。なお、参加企業のこれまでの取組状況やニーズ等を踏まえながら、内容や粒度を参加企業ごとに調整いたします。

2.4. 参加企業に求められる役割と支援の進め方

参加企業は、脱炭素実現に向けた環境経営戦略高度化に向けて事務局の支援を受けながら、主体的に統合的取組に取り組んでいただきます。具体的には、統合的取組の対象とする開示フレームワークのステップの精査、対象ステップにおける統合的取組の検討、関連部署等との情報収集/分析等の連携、方針・施策に対する承認の取得に向けた経営層との意見交換等を実施します。

環境省から委託を受けた野村総合研究所は、参加企業の本社や事業所あるいはオンライン会議等で面談し、参加企業による対策の検討や計画策定に関する調査・ディスカッションに伴走します。

3. 本事業のスケジュール（予定）

項目	日程（予定）
キックオフ面談	令和7年9月29日（月）～10月3日（金）
第1回支援面談	令和7年10月
第2回支援面談	令和7年11月
第3回支援面談	令和7年12月
第4回支援面談	令和7年1月
第5回支援面談	令和7年2月中旬まで
成果報告会	令和7年3月上旬

4. 応募要件

応募企業は、以下の要件を満たすものとします。

1. 本事業に取り組むにあたり、主たる担当者を選出いただけること。
2. 5回程度のオンライン又は対面での支援面談及び成果報告会に参加が可能であること。なお、この他にも必要に応じて打ち合わせ等を実施する場合があります。
3. 本事業によって得られた成果を成果物に取りまとめ、環境省ウェブサイトにて公表することをご了承いただけること。なお、公表内容は参加企業と相談の上で決定します。
4. 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ている

- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している

5. その他、本公募要領に記載されている内容について承諾すること。

5. 参加企業の選定及び結果通知

5.1. 選定方法

参加企業は、応募申請書の書面審査により、3社程度を選定します。なお、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを求めることがあります。参加企業の選定は、後述の審査基準によって行います。また、応募企業の業種・規模、本事業を通じて想定される統合的取組内容が偏らないよう、これらのバランスも考慮します。

【必須基準】（すべて満たすこと）

- ① 複数の環境課題に対する統合的取組・開示の検討を開始していること
- ② TCFD 又は同等水準の情報を開示済みであり、今後、自然再興や循環経済等の環境課題に統合的に取り組み、TNFD 開示等との統合的な開示を行う意欲のあること
※特に気候変動対策については、温室効果ガス排出削減に資する取組又は取り組もうとしていることを応募申請書の指定の箇所に具体的に明記すること
- ③ 面談ならびに成果報告会に参加いただけること
5回程度のオンライン又は対面での支援面談及び成果報告会に参加が可能であること。なお、この他にも必要に応じて打ち合わせ等を実施する場合があります。
- ④ 成果公開を許諾いただけること
本事業によって得られた成果を成果物に取りまとめ、環境省ウェブサイトにて公表することをご了承いただけること。なお、公表内容は参加企業と相談の上で決定します。
- ⑤ 本事業の遂行に必要な社内体制を確保しており、本事業の終了後も取組の継続性が期待できること

【加点基準】

- A) 統合的取組の対象が具体的であること
- B) 統合的取組について、自社のリスク・機会の現状認識や重要度評価など、一部であっても既に実施していること
- C) 統合的取組を行う目的が自社の事業環境に基づき、明確であること
- D) 本事業の遂行にあたり、経営層の関与を確保していること
- E) 本事業を通じた取組内容や成果によって、他の日本企業における統合的取組の推進に向けた波及効果が期待できること

【審査結果の通知】

審査結果（選定又は選外、及び選定された応募者については参加方法の案内）は、審査・選定の終了後、令和7年9月下旬を目途に、事務局よりすべての応募者に速やかに通知します。また、選定した企業については、環境省ウェブサイトにおいて支援事業の参加企業として公表します。選外となった企業は公表しません。

6. 応募手続

6.1. 提出書類

（１）応募申請書（別添参照）

（２）参考資料（必要に応じて）

- ・ 最新統合報告書やサステナビリティレポートの該当箇所（URL＋ページ番号等）
- ・ 既存リスクマップや KPI 一覧（該当あれば）

※機密情報を含む場合は「社外秘」透かしを入れてください。

6.2. 募集期間

令和7年8月8日（金）～9月16日（火）17時必着

項目	日程（予定）
公募開始	令和7年8月8日（金）
募集説明会	令和7年8月26日（火）
応募締切	令和7年9月16日（火）
追加資料／ヒアリング（必要な場合）	令和7年9月16日（火）-19日（金）
採択通知	令和7年9月下旬メド

6.3. 申請書提出先、問い合わせ先

本事業受託者：株式会社野村総合研究所

担当：飯野・中田

E-mail：3shakai-reception@nri.co.jp

（質問受付期限：令和7年9月16日（火）17時）

7. 成果の公表範囲

事業成果は、事業継続中の年度末及び事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境 WEB サイト等で掲載いたします。シナリオ定義、分析結果、KPI・目標等を中心に公開予定ですが、公表内容は参加企業と相談の上で決定いたします。

選定団体においては、請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、協議の上決定します。提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援事業」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。

なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

8. その他、免責事項

- ・ 本事業の事務局は、株式会社野村総合研究所が務める。応募申請書を提出した企業は、本事業の採択に関する審査及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか株式会社野村総合研究所にも、事業の実効性向上の観点から、情報を共有することに同意すること。
- ・ 本事業に関する参加企業の活動にかかる費用は、原則として参加企業が負担すること。

9. 参考資料

- ・ 「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」ダウンロード URL
<https://www.env.go.jp/content/000323683.pdf>